

施設利用料金一覧表

施設名	貸出施設	単位	改定後利用料金	問い合わせ
中央公民館	実習室、小会議室A・B、会議室、視聴覚室、講習室 講堂A・B	1H	450円~500円	中央公民館 ☎77・8181
地区センター(全5館)	会議室、小会議室、講堂、学習室、調理室ほか		200円~500円	
寺尾いずみ・南部ふれあい会館	会議室、小会議室、展示室、研修室、多目的ホールほか		400円~500円	
文化会館	大ホール(入場料を徴収しない場合)	3H 12.5H	1万8000円~12万4500円	福祉総務課 ☎70・5613
	小ホール(入場料を徴収しない場合)		6400円~3万7500円	
	楽屋、リハーサル室ほか	400円~3750円		
福祉会館	集会室(全室)、第1・2・3集会室、調理室、学習室1・2・3	1H	150円~500円	
綾北福祉会館	会議室、小会議室、学習室1・2、保育室、休養室、調理室	1H	100円~500円	
リサイクルプラザ	研修室、展示ホール、市民工房室	1H	200円	リサイクルプラザ ☎76・9522
スポーツセンター	団体利用 大・小体育室、武道室、多目的室、会議室	2H	550円~4950円	スポーツ課 ☎70・5656
	個人利用 大・小体育室、武道室、多目的室、トレーニング室		大人200円・小人100円	
	団体利用 陸上競技場、テニスコート、ゲートボール場		600円~2800円	
	個人利用 陸上競技場		150円	
	テニスコート、ゲートボール場		大人200円・小人100円	
本蓼川テニスコート	第1・2テニスコート			
蓼川スポーツ広場	団体利用 運動場		250円	
早川城山多目的広場	団体利用 運動場			
綾瀬スポーツ公園	団体利用 第1・2野球場、ソフトボール場、第1・2多目的広場、テニスコート、レストハウス会議室	2H	350円~1850円	みどり政策課 ☎70・5627
	夜間照明施設	1H	250円	
	個人利用 テニスコート	2H	大人250円・小人150円	
	夜間照明施設	1H	100円	
光綾公園	野球場	2H	1850円	
	夜間照明施設	1H	5750円	
城山・綾南公園	炊事棟(かまど)	1基	城山2000円・綾南2550円	

【利用料の減免】市内在住の中学生以下の団体や公共・公益的団体が利用する場合は、5割減額など利用料の減免の見直しをしました。

10月から

施設の利用率などが変わります

10月1日から、中央公民館やスポーツセンターなど各施設の利用率を左表のとおり改定します。

これまで、施設の利用率は10年以上改定されず、一方では老朽化で、維持管理経費が年々増大してきました。施設の運営は利用者負担

だけでなく、利用していない方からは税金の投入という間接的な形で負担してもらうことで成り立っています。今回、公平性の確保という点から利用料の改定を

改定に当たり、公募市民や大学教授などで構成する第三者機関で検討するとともに、市でも検討委員会を設置して指針を策定し、パブリックコメントによる意見募集を行うなど検討を重ねてきました。

今後ともコスト削減に努めるとともに、市民の皆さんが利用しやすい施設となるよう運営していきます。詳しくは、各施設に問い合わせてください。

みどりのカーテン  
写真コンテスト  
入賞作品



▲市長賞

8月24日に開催された「あやせ環境展」の会場で、市民の皆さんから募集したゴーヤなどで作った「みどりのカーテン」の写真を展示し、コンテストを行いました。来場者による投票とあやせ環境ネットワークによる審査の結果、次の作品が入賞しました(敬称略)。

▼市長賞 朝倉章▼あやせ環境ネットワーク会長賞 平尾正之▼地球環境プロジェクト賞 エクトチーム賞 飯室由美

▼子▼フオト賞 菊池秀人

賞 菊池秀人



▼あやせ環境ネットワーク会長賞

くらしの消費生活相談

LPガスの契約変更は慎重に

LPガスの訪問販売に関する相談が消費生活センターに多く寄せられています。

「突然訪れた営業員に『LPガスの領収書を見せて』と言われ、見せたところ、『高いので、安くする』と言われたのでガス業者を変更したが、すぐに値上げされ、前の業者と変わらなくなった」など、料金に絡む相談が特に多くなっています。

LPガスは自由料金のため、最初は安くても段階的に値上げされ、数年後にはさほど安くなる可能性があります。

『現在のガス業者との解約手続きは当社がやる』『清算費用も任せてほしい』と言われたので委任状にサインしたが、解約したガス業者から『配管設備の撤去費用を支払って』と言われ、話が違う』といった相談も多く、こうした業者は消費者に「申込書兼委任状」への署名・押印を求めるのが特徴です。料金の安さだけで判断せず、その料金がいつまで続くのか、メンテナンス体制や将来解約した時の負担がどのようになっているのかなどをガス業者に十分確認し、解約手続きは自分で行うことが大切です。

なお、法律が改正され、LPガスの訪問販売も規制対象となり、クーリング・オフができます。

困ったときは、同センターに相談してください。

☎同センター☎70・3335。

きらめき市民活動

まちかど特派員レポート 段木 武



あやせくらしの会

☎大住 ☎78-7557



▲昨年のいきいき祭りの参加

戦後の「高度経済成長時代」というと遠い昔のことのように感じますが、その後遺症としての「公害問題」というのはまだ記憶にありますね。その頃、食品添加物や防腐剤のことも話題にのぼり、一家の健康を預かる主婦の心配の種でもありました。それは賢い消費者にならなくては...という消費者団体の活動の始まりでもありました。あれから40年近い時間が過ぎました。今回は綾北福祉会館に「あやせくらしの会」の皆さんを訪ねました。同会はそういう賢い消費者にならなくては...という思いを持った主婦や、市の消費生活モニターを経験した人たちが、昭和52年に発足した市民サークルです。以来36年間、月1回の例会で、地道に工場見学や講演会を開くなどの学習活動を進めてきました。さらに料理講習会や環境展への参加など、活動範囲は非常に広いようです。



▲いきいき祭り準備

この日もいきいき祭りの準備のために、牛乳パックのリサイクル品作りで、皆さんお忙しそうでした。ベテランの方ばかりのようで、和気あいあいにときばきと準備をされていました。関心事も時代とともに変わり、今ではごみの分別や出し方、リサイクル、資源・エネルギーを大事に使うこと、賢く無理のない節電、それに高齢化社会を反映して在宅医療やジェネリックのことなども大きな課題です...ということでした。さらに次の世代への活動の継承も大きな課題ですね。学ばなければだまされる。賢い消費者になるのは、本当に永遠の課題ですね。そんな思いを強くしながら綾北福祉会館を後にしました。